

令和5年度障害者自立支援協議会の活動について

1、障害者自立支援協議会（本会議）の開催

【第1回】令和5年12月27日（本日）

- ・前年度の活動報告および障がい者計画等の実績報告、今年度の活動予定

【第2回】令和6年1月末～2月初旬

- ・第7期見附市障がい福祉計画、第2期見附市障がい児福祉計画 素案の提示と意見聴取

【第3回】令和6年3月

- ・第7期見附市障がい福祉計画、第2期見附市障がい児福祉計画の審議
- ・各部会の進捗状況報告
- ・障害者雇用率について、次年度の事業所の動きについてなど

2、専門部会の活動予定内容

《就労支援部会》

- ・障害者の就労定着支援として、障害者雇用通信の発行を継続

《地域生活支援部会》

- ・生活支援拠点の面的整備の連携のマニュアルについて

《相談支援事業所連絡会議》

- ・月次開催し、情報共有やケース検討を通して、サービス等の質の向上や地域課題の整理を行う

《サービス管理責任者情報交換会》

- ・見附特別支援学校高等部を卒業する生徒の進路先の情報共有
- ・各事業所の事業予定の確認、情報共有を通じて、事業所間での連携等を促進する

《精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築》

- ・システム構築を目指した協議の場を長岡保健所、病院、事務局にて設ける

3、障がい理解の促進、啓発活動について

《障がいのある人からのリレーメッセージ》

- ・新規のメッセージを市ホームページにて公開予定

《見附市手話奉仕員養成講座》

- ・入門編を開催（受講者14人）

《障がいに関する講演会》

- ・NPO法人いきいき企画と共催し3月に開催予定

4、第7期見附市障がい福祉計画、第3期見附市障がい児福祉計画の策定について

(1) 障がい者計画

- 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- 障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定める計画
- 第4期見附市障がい者計画…令和3年度から令和8年度までの6カ年計画

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条に基づく計画
 (抜粋) 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制確保に係る方策に関する事項を掲げる計画
 → 障がい者計画と一体で策定。障がい者計画の実施計画としての側面を持つ
- 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画…令和3年から令和5年までの3年間



(3) 計画の構成

- 第4期見附市障がい者計画の基本理念、基本目標、基本施策は継続
- 第6期(第2期)見附市障がい(児)福祉計画の実績及び、国の指針を踏まえ、成果目標と活動指標を更新し、「第7期(第3期)見附市障がい(児)福祉計画等」の素案を作成

(4) 障害者自立支援協議会での審議・検討の予定 【計画策定スケジュール案】

令和5年12月	第1回見附市障害者自立支援協議会 ・前年度実績報告、次期計画策定のスケジュール説明
令和6年1月末 ～2月初旬	第2回見附市障害者自立支援協議会 ・第7期(第3期)見附市障がい(児)福祉計画(素案)の提示と意見聴取 ※事前に素案を配布し、会議にて意見を伺う
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	第3回見附市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメントの確認、承認